

2021（令和3）年度第5回（通算第52回）理事会（臨時）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2021年12月18日（土） 13時～15時38分
2. 場 所：AP品川 品川東急ビル 8F・Room E（〒108-0075 東京都港区港南 1-6-31）
（Zoomを併用したハイブリッド方式により実施）

3. 出席者：

理事19名中、18名

以下の出席者が対面またはWEBシステムZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）大平真嗣

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）瀨本正太郎

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）菅野直之、北村朋史、藤澤巖

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 公益目的支出計画完了期限の変更申請に関する件
- 2 意向投票の実施に関する件
- 3 利付国債10年の償還期限到来の件
- 4 日弁連キャリアセミナー（後援）および市民講座2021（主催）の開催に関する件
- 5 その他

2) 議決事項

- 第1号議案 委員会委員に関する件
- 第2号議案 2022年度（第125年次）研究大会に関する件
- 第3号議案 『国際法外交雑誌』の投稿規程および執筆要領改正に関する件
- 第4号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件
- 第5号議案 判例研究の取扱いに関する件
- 第6号議案 四学会国際会議に関する件

- 第7号議案 アメリカ国際法学会年次大会でのパネル設置に関する件
第8号議案 新入会員の承認に関する件
第9号議案 その他

5 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く17名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名）が出席していることが確認された。続けて、前々回2021（令和3）年度第3回（通算第50回）理事会（通常）および前回2021（令和3）年度第4回（通算第51回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 公益目的支出計画完了期限の変更申請に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、公益目的支出計画完了期限を令和4年3月31日から令和17年3月31日に変更する申請を内閣府に行い、12月3日に内閣府内の公益認定等委員会により認可を受けたことが報告され、この間の理事・監事の協力で謝意が示された。

あわせて、古谷事務局長より、認可に当たっての内閣府の担当官からの次のコメントが紹介された。「貴法人は、過去（平成25年）に公益目的支出計画期間を短縮しているが、今回は延長している。今後さらに計画期間の再延長となると、その時の内閣府担当者から「計画性がない」と受け取られてしまうと思われるため、再延長とならないように計画を実施していただきたい。なお、計画が数年早く完了する分には問題ない」。このコメントも踏まえ、古谷事務局長より、今後は、残っている4800万円弱の公益財産額を公益事業において14年以内に支出するため、公益目的支出計画に照らして十分に練り上げられた予算案を作成および執行することが必要になるので、会計部と事務局で密接に連携して予算書を作成する旨の説明がなされた。

2 意向投票の実施に関する件

古谷事務局長より、以下の報告がなされた。次期理事の選出に関する意向投票は、9月15日を締切として郵便投票の形式で行われ、9月21日に早稲田大学において、事務局長の立ち合いのもと意見聴取委員会による開票がなされた。投票総数149通、無効投票0通、有効投票149通、被推薦者投票総数696名であった。その後、「第6期理事の選任に係る意見聴取に関する実施細則」第5条に基づき、代表理事が意見聴取の結果を評議員会の中川会長に報告するとともに、得票者上位10名の氏名を五十音順でホームページ上に公表した。引き続き、古谷事務局長より、今回は初めて郵便投票の形式で意向投票を実施したが、無事に投票・開票が実施され、実会場で行われた過去の投票よりも多くの会員の意見を聴取することができた旨の説明がなされ、意見聴取委員会委員の新井理事をはじめとする関係者の協力で謝意が示された。

3 利付国債10年の償還期限到来の件

植木会計部長より、国際法学会の固定資産約5000万円を構成する国債4本のうち、10年の利付国債3000万円が2021年12月に償還予定であることが報告され、現状国債の利率が低いこともあり、直ちに国債を買い替えることはせずに、今後の対応を検討している旨の報告がなされた。

4 日弁連キャリアセミナー（後援）および市民講座2021（主催）の開催に関する件

新井アウトリーチ委員会委員長より、①日弁連キャリアセミナーが9月18日にリモート開催され、国際法学会から推薦のICCのマンスフィールド氏が登壇したことおよび、②国

国際法学会主催の市民講座 2021 が 10 月 31 日にリモート開催され、海外を含む 90 名ほどの参加を得て盛況のうちに終了したことが報告され、関係者に謝意が示された。

5 その他

なし

2) 議決事項

第 1 号議案 委員会委員に関する件

兼原代表理事より、資料に基づき、事務局員の体調および事務局の業務量等を勘案して、菅野直之会員を新たに事務局員に加えて 4 名体制とすることが提案された。つづいて、古谷事務局長より、一般財団法人国際法学会事務局組織及び運営規程等の学会のルール上、事務局員の増員は問題がない旨の補足説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 菅野直之会員を事務局員に選任する。

第 2 号議案 2022 年度（第 125 年次）研究大会に関する件

小畑研究企画委員会委員長より、資料に基づき、「2022 年度（第 125 年次）国際法学会研究大会概要（案）」につき提案がなされ、あわせて 1 日目全体会合 1 座長に位田隆一会員、2 日目全体会合 2（小田レクチャー）座長に兼原敦子会員、2 日目第 1 分科会座長に西村弓会員、2 日目第 2 分科会座長に岩本誠吾会員、3 日目新倉圭一郎会員個別報告座長に黒神直純会員、3 日目山下朋子会員個別報告座長に立松美也子会員を、それぞれ充てる旨の補足説明がなされた。

これに関連して、兼原代表理事より、9 月 6 日理事会で承認された「合同委員会」に関し、以下の点が確認された。2022 年 9 月の年次大会は、対面会合が想定されているが、新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、また、学会の新しい体制が発足する 2022 年 7 月になってから同年 9 月の研究大会の実施態様の検討を開始するのでは遅きに失するおそれがある。そこで、必要に応じ、しかるべきタイミングで、研究企画委員会、大会運営委員会、および事務局で構成される「合同委員会」を開催し、2022 年次大会に向けて、コロナ禍についての情勢判断、それに対応した大会の開催態様の検討、研究企画内容とのすり合わせ等を検討する。具体的な開催時期については、両委員会の委員長および事務局長と協議のうえ代表理事が決定する。また出席者については、個々の合同委員会での検討事項に照らして、それぞれの委員長および事務局長が判断する。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 補足説明を含めて 2022 年度（第 125 年次）国際法学会研究大会概要（案）を承認する。

第 3 号議案 『国際法外交雑誌』の投稿規程および執筆要領改正に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、これまでの慣行を踏まえ「論説」と「研究ノート」との目的の違いを明確化することおよび「紹介」の文字数を変更することを内容とする、『国際法外交雑誌』の投稿規程および執筆要領の改正につき提案がなされた。理事より、①今後は依頼の場合に「論説」か「研究ノート」かをあらかじめ特定して依頼するのか否か、②投稿の場合に「論説」として投稿されたものを資料に提案される判断基準に照らして「研究ノート」と判断することはあるか否か、③たとえば歴史研究の場合「論説」と「研究ノート」とを区別できるか、④「論説」と「研究ノート」との間に質

的な優劣があるといった誤解を払拭するためには「論説」と「研究ノート」の区別の趣旨を学会全体に周知していく必要があるのではないか、といった質問がなされた。それぞれについて、濱本編集委員会委員長より、①編集委員会よりあらかじめ「論説」または「研究ノート」として依頼する場合もある、②投稿または依頼に基づき提出された原稿をみて、カテゴリーの変更を著者に依頼するなど柔軟に対応する、③歴史研究についても区別は可能であり歴史研究が「研究ノート」に分類されやすくなるといったことはない、④周知については様々な手段を考えていきたい、との回答がなされた。また兼原代表理事からも、「論説」として投稿されたものを編集委員会で「研究ノート」して掲載したいと判断するような場合には、これまでの慣行に従い投稿者への丁寧な説明と投稿者の意思確認を通じて柔軟に対応していけばよい旨の発言があった。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 「『国際法外交雑誌』への投稿規程」および「『国際法外交雑誌』執筆要領」の改正案を、原案の通り承認する。

第4号議案 国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法外交雑誌第120巻・第121巻の編集状況について説明がなされた。

【議決事項】 なし

第5号議案 判例研究の取扱いに関する件

「判例研究」の取扱いに関するWGの森川主査より、資料に基づき、国際判例と日本の国際法判例の双方を扱う単一の委員会を研究振興部内に新設する旨の提案がなされた。つづいて、兼原代表理事より、(1)判例研究委員会の設置、(2)委員会の権限・任務・機能、に分けて審議するように理事会メンバーに依頼がなされた。

(1)判例研究委員会の設置について、理事より、報告書の方向性に賛意が示されるとともに、データベースと解説から構成される「日本の国際法判例」のスタイルについて補足説明がなされ、今後のスタイルに関してさらなる検討の要請がなされた。兼原代表理事より、判例研究委員会は2022年4月の設置を予定しており、委員会の構成については次回理事会への提案を予定している旨の説明がなされた。また古谷事務局長より、公益目的支出計画との関係について弁護士に確認したところ、新たな公益事業については変更届が必要だが、従来行われてきた判例研究活動の位置づけを明確化することとどまるのであれば内閣府に報告する必要はない、との助言を得たこと、新委員会設置には定款の改正は必要なく、「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」の改正のみで足りること、および2022年4月の判例研究委員会設立には、次回理事会以降で諮る次年度の予算と事業計画に委員会の事業を組み込むことができるという利点があることについて、補足説明がなされた。

引き続き、兼原代表理事より、(2)委員会の権限・任務・機能について、理事・監事の意見が求められた。理事・監事より、①委員の兼務や任期に関しどのような扱いを考えているか、②ICC判例を対象から除外するのは、ICC判例は外部の研究会による研究成果が『国際法研究』に掲載されるからであるという理解でよいか、③外部の研究会に委ねられるICC判例などについても、判例研究委員会において統括する必要はないか、といった質問がなされた。これらの質問に対して、森川主査および関係の理事より、①2022年4月に判例研究委員会が発足の場合、實際上、既存の委員会委員との兼務が不可避であり、また研究の継続性の観点から、たとえば4年任期など他の委員会より長い任期とする必要がありうる、②ICC判例は今後『国際法研究』に継続的に掲載されることが予定されている、③ICC判例は原則として扱わないが、一般国際法に関わるものなど国際法外交雑誌に掲載

すべきものがあれば、判例研究委員会と関係研究会の間で密接に連絡をとり検討する、また自由投稿を認めるか否かについては今後判例研究委員会において検討する旨の回答がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- ・判例研究委員会を設置する。
- ・判例研究委員会設置のための「一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程」の改正案および、判例研究委員会の事業計画・予算案を、「判例研究」の取扱いに関するWGとの協議のうえ、事務局長より次回理事会に提案する。
- ・判例研究委員会の構成について、代表理事より次回理事会に提案する。
- ・判例研究委員会の権限・任務・機能および、自由投稿の可否等の委員会設置後に検討すべき事項について、「判例研究」の取扱いに関するWGより次回理事会に提案する。

第6号議案 四学会国際会議に関する件

明石国際交流委員会委員長より、2020年以降延期されていた第8回四学会国際会議について、①担当学会であるアメリカ国際法学会から、同会議をこれ以上延期することは望ましくなく、2022年8月15日（月）および16日（火）にカリフォルニア大学バークレー校にて開催する旨の連絡があったこと、②現在のところ対面での開催が予定されているが、コロナ禍の状況によっては変更の可能性もあること、③日本からは予定通り佐保紀仁会員、瀬田真会員、竹村仁美会員、波多野綾子会員を派遣する予定であることが報告された。つづいて古谷事務局長より、従来同会議の報告者には、主催担当学会が宿泊費を提供してきたものの、渡航費その他は自己負担となっていたが、同会議の国際交流活動としての重要性に鑑み、国際法学会が選出した報告者の渡航費その他について一定の財政的補助を行うこととし、具体的な額については国際交流委員会にて検討いただき、次回理事会にて提案、審議いただいてはどうかとの提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第8回四学会国際会議への参加、および報告者への財政的補助につき、原案の通り承認する。

第7号議案 アメリカ国際法学会年次大会でのパネル設置に関する件

明石国際交流委員会委員長より、資料に基づき、2022年アメリカ国際法学会研究大会でのパネル設置について、“The New State of Emergency: Individuals and International Law”を暫定的テーマとし、兼原代表理事（モデレーター）、西村健太郎会員、Jose Alvarez教授、Tina Stavrinaki教授、Anita Ramasastry教授（以上、報告者）に登壇いただく旨の提案がなされた。つづいて古谷事務局長より、モデレーターは除いて各パネリストに対して、米国国外からの参加者には20万円、米国国内からの参加者には10万円の補助を行う旨の提案がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 アメリカ国際法学会年次大会でのパネル設置、およびパネリストへの財政的補助につき、原案の通り承認する。

第8号議案 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、5件の入会申請（一般会員3件、学生会員2件）について提案がなされた。

理事より、名誉会員は新入会員の推薦者になれないとの現行規則の理由および改正の可能性について質問がなされ、兼原代表理事から、名誉会員になられているような、学会に貢献され、学会を知悉されている方が推薦者になれないのは不合理であるとの理由はもつともであるが、その一方で、財団法人としての定款上、新入会員の推薦者が一般会員に限定されていることには、組織運営上の相応の理由が存在する。前期執行部も総体的判断により定款を遵守することとし、HPにも掲示された。このような規則を朝令暮改で改めることには慎重であるべきとの見解が示された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

入会申請者=5名（一般会員=3名、学生会員=2名）

退会希望会員=1名

新入会員入会後の会員数

871名（一般会員782名、学生42名、名誉40名、特別4名、終身1名、維持2件）

第9号議案 その他

なし

以上をもって議案の審議が終了したので、15時38分に本理事会を閉会した。

以上